

保守管理業務仕様書

坂井市ゆりの里公園農産物直売所（以下「ゆりの里公園農産物直売所」という。）の保守管理業務については、本仕様書に基づき適切かつ誠実に所定の業務を行うものとする。

１ 保守管理の目的

機械各部及び付属機器の点検調整業務により、設備等の長期使用と常に支障なく作動させることを目的とする。

２ 業務要領

- ア 業務に従事する技術員は、施設の特性に留意し適格な者を選任する。
- イ 業務の実施は、最適な方法によりこれを行うものとする。
- ウ 点検結果等については、必ず書面にて報告させるものとする。
- エ 点検結果により修理等の必要性が認められる場合は、速やかに市に対しその内容及び費用等を連絡するものとする。
- オ 本仕様書に特記がない業務についても、適切な維持管理が必要と判断される場合には、指定管理者の責務において業務を実施する。
- カ 疑義が生じた場合は、市の指示に従うこととする。

３ 施設の保守管理・点検業務内容

指定管理者は、施設及び設備を適切に管理運営するために、別に定める施設保守管理・点検業務の個別仕様書により、施設等を保守管理し施設等の安全性、機能保守および耐久性の向上を確保すること。業務内容については以下の通りとする。

ア. 設備機器保守点検業務

- ・ ガス設備、空調設備、電気設備、給排水設備、消防設備、自動ドアの設備については、年１回以上業者に点検をさせること。また、その他の設備においても、年１回以上点検を実施すること。
- ・ なお、保守点検業務に要する経費については指定管理者の負担とする。

イ. 施設保守点検業務

- ・ 指定管理者は、別紙５－②「清掃業務仕様書」に示した日常の清掃業務に加えて、仕上材の浮き、ひび割れ、はがれ等の発生が無いか点検すること。
- ・ 点検の結果修繕の必要があると判断された場合、別紙５－①「リスク負担の考え方」のとおり、指定管理者の負担で修繕を行うこと。
- ・ 点検の結果使用に重大な支障があると判断した場合、指定管理者の責任において当該施設の使用を速やかに中止し、その旨を園内に周知すること。